

正規労働者における労働時間制度の主観的厚生に与える影響

慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程

萩原里紗

【要旨】

本研究では、労働時間の長さや時間帯を自由に調整できる労働時間制度は主観的厚生水準を高める効果を持つのかについて検証を行った。労働時間制度によって労働時間の長さに違いがあるか確認したところ、個人の個別効果を制御した場合、一部の制度を除き、労働時間制度間において労働時間の長さに有意な差は男女ともに見られなかった。しかし、労働時間帯を調整できることも労働者の主観的厚生水準を高める可能性があることから、労働時間の長さを制御した上で、労働時間制度の労働時間帯を調整できることによる主観的厚生に与える影響を分析した。その結果、心身症状指標の推定からは、女性がフレックスタイム制、裁量労働・みなし労働時間制のもとで働く場合は通常の勤務時間制度と比べて労働時間帯を柔軟に選択でき、労働時間が長くなってもストレスの少ない働き方ができていることがわかった。また、仕事の充実度・満足度の推定からは、男性においては労働時間が長くても時間が管理されていないことで、仕事に充実と満足を得ている可能性が示唆された。多くの正規労働者において通常の勤務時間制度が適用されているが、これら正規労働者の労働時間制約を緩くすれば、主観的厚生水準を高める可能性がある。また、労働時間制度の効果は男女間で異なっており、労働時間政策を実施するには男女間の効果の違いを考慮することが必要である。

分類表コード：J、D

JEL 分類コード：J08、J22、C23